

2023年9月25日

公益社団法人

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)

## ネットで使えるLINEスタンプ「上手に伝える！お断り&amp;クーリング・オフ」

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（東京都千代田区、代表理事会長：河上正二 以下NACS）では、LINE スタンプ「上手に伝える！お断り&クーリング・オフ」（有償）をリリースしました。

日々便利に使用しているネット取引ですが、その一方で消費者トラブルは後を絶ちません。特に、デジタルネイティブと呼ばれ、ネット社会を享受している若者のネット取引の被害は深刻化を増しています。そこで、NACSでは、断りづらい勧誘や契約解除にもスマートに対応できるように工夫した、LINEスタンプを開発しました。

通信販売は、クーリング・オフはできませんが、SNSを通じたしつこい勧誘は、「お断りスタンプ」を使って簡単に回避することができます。また、訪問販売や電話勧誘販売など、特定商取引法で規定されている商法については、このLINEスタンプでクーリング・オフの意思をすぐに伝えることができます。クーリング・オフが書面のほか電磁的記録でも通知できるようになり、契約内容の併記やスクリーンショットを残すことで、クーリング・オフの意思表示をしたと考えられることにもなり得ます。

LINE スタンプのダウンロードはこちらのURLまたは二次元コードより。

<https://line.me/S/sticker/23929450>

※通信費のほかにコンテンツ料金がかかりますが、スタンプ収益はNACSでは一切  
受領致しません



\*スタンプ活用例（詳しくは「もっと上手にスタンプを使いこなそう！」を参照してください）

\*クーリング・オフについては**消費者ホットライン☎188**までお電話でご相談ください。

## ◆本件に関するお問い合わせ先

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)

広報委員会 [nacs\\_koho@nacs.or.jp](mailto:nacs_koho@nacs.or.jp) 担当：樋口

住所：〒102-0071 東京都千代田区富士見2丁目4番6号 宝5号館2F

# 上手に伝える！お断り&クーリング・オフ

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会では、LINE スタンプ「上手に伝える！お断り&クーリング・オフ」（有償）をリリースしました。日頃、消費生活センターで相談を受けている消費生活相談員の意見を取り入れ、断りづらい勧誘や契約解除にもスマートに対応できるように工夫されています。

## その契約、迷いがあるなら早目に断ろう

クーリング・オフのキャラクター「くり坊」「クリ姉」とその仲間たちがお断り上手に導くスタンプです。

本当は断りたいけれど言葉で表現するのが難しいときや簡単に返事をしたいとき等に、このスタンプを送ることでかわいいキャラクターたちがあなたの気持ちを上手に表現してくれます。

LINE スタンプのダウンロードはこちら

※通信費のほかにコンテンツ料金がかかります※

二次元コード



URL

<https://line.me/S/sticker/23929450>

## スタンプ活用例（詳しくは「もっと上手にスタンプを使いこなそう！」を参照してください）

スタンプ活用例①

悪 ご契約ありがとうございます！  
今日から一緒に移しましょうね

悪 残念ですが、規約の通り  
クーリング・オフできません

スタンプ活用例②

悪 昨日は登録ありがとうございます  
はじめに、登録料を払って  
もらえる？

悪 もう契約してるんだし  
もう一回、説明にいくよ？

スタンプ活用例③

悪 ご登録ありがとうございます  
ご説明させていただきたいので  
お電話が可能な日時を大至急  
お知らせください！

悪 残りあと1枠だけです？

スタンプ活用例④

悪 久しぶり！元気してる？  
一度、会って話をしない？

悪 仕事を辞めて遊んでるけど  
不思議とお金に困ってないんだ  
AIを使ったすごいビジネスの話  
興味ない？

◆特定商取引法で定める通信販売はクーリング・オフができません！

クーリング・オフについては**消費者ホットライン ☎ 188**までお電話でご相談ください。

# もっと上手にスタンプを使いこなそう！

クーリング・オフとは特定商取引に関する法律で定められた制度です。訪問販売や電話勧誘販売などの特定の取引において法律で決められた書面を受け取った日から数えて8日以内（取引によっては20日以内）であれば、消費者は事業者に対して、書面又は電磁的記録により申込みの撤回や契約の解除（クーリング・オフ）ができます。

## クーリング・オフのスタンプは契約内容との併記をオススメします



契約解除の意思表示は、「くり坊」「クリ姉」のスタンプに加え契約内容を明確にすることをオススメします！

たとえば左の例のように

契約年月日、販売会社名、担当者名、商品・役務名、契約金額、契約解除を申し出る年月日、自分の住所、氏名を明記しましょう！

また、クーリング・オフした後は、画面のスクリーンショットを残しておくなど、証拠を保存しておきましょう！

## 通信販売はクーリング・オフができません



特定商取引法で定める通信販売はクーリング・オフができません。クーリング・オフについて、判断に迷う時や困った時は、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン ☎ 188